



県章

山形県公報

令和3年10月19日(火)
第248号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(教 育 庁) ……1029

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……1030
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1031
- 同……………(同) ……1032
- 同……………(同) ……同
- 同……………(県土利用政策課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程……………1033

規 則

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第75号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則(平成2年7月県規則第51号)の一部を次のように改正する。
別記様式第3号中「(記名押印又は署名)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第803号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

山形県告示第804号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社庄内レッカー	ケアサポート庄内 酒田市本楯字地正免151番地3	福祉用具貸与	令和3.10.11
株式会社庄内レッカー	ケアサポート庄内 酒田市本楯字地正免151番地3	特定福祉用具販売	同

山形県告示第805号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社庄内レッカー	ケアサポート庄内 酒田市本楯字地正免151番地3	介護予防福祉用具貸与	令和3.10.11
株式会社庄内レッカー	ケアサポート庄内 酒田市本楯字地正免151番地3	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第806号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 登録年月日及び登録番号

令和3年10月3日

87

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社大商金山牧場
 代表取締役 小野木 重弥
 東田川郡庄内町家根合字中荒田21-2

- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ（飼料用もみ） 国内産玄米（飼料用玄米）
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
丹 信 幸	飼料用もみ、飼料用玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
令和3年10月6日
88
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人りぞねっと
代表理事組合長 齋藤 隆幸
最上郡真室川町大字新町379
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ 国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
齋 藤 隆 幸	もみ、玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第807号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡鮭川村大字石名坂地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年7月15日から令和4年1月7日まで
- 3 作業の種類
公共測量（用地測量）

山形県告示第808号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
村山市大字大久保地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年8月12日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第809号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
天童市大字奈良沢地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年10月11日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第810号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市の一部、酒田市の一部、最上郡舟形町の一部、同郡真室川町の一部、同郡大蔵村の一部、同郡戸沢村の一部、東置賜郡高島町の一部、西置賜郡小国町の一部、同郡白鷹町の一部、同郡飯豊町の一部、東田川郡庄内町の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年10月4日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第69号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

- 1 病院の項の表中「鶴岡市茅原字草見鶴51番地1」を

鶴岡市北茅原町13-1	に改め、2 老人ホームの項の表中	
虹の家おうら	〃 大山二丁目36番33号	を
小規模特別養護老人ホームともえ	〃 茅原字草見鶴73番地（茅原北3街区1）	
小規模特別養護老人ホームともえ	〃 茅原字草見鶴73番地（茅原北3街区1）	に、
医療法人社団みゆき会 指定短期入所生活介護事業所 みゆきの丘	〃 弁天二丁目2番11号	を
医療法人社団みゆき会 指定短期入所生活介護事業所 みゆきの丘	〃 弁天二丁目2番11号	に、
指定短期入所生活介護施設みずほの里	〃 牧野字清水21番1	
地域密着型特別養護老人ホームみずほの里	〃 〃	
虹の家かがやき	〃 大字横山字袖東4番9号	を
山水園	〃 庄内町狩川字笠山433-3	
山水園	〃 庄内町狩川字笠山433-3	に改める。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和3年10月19日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程

（山形県病院事業局聴聞の手続に関する規程の一部改正）

第1条 山形県病院事業局聴聞の手続に関する規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県病院事業局職員表彰規程の一部改正）

第2条 山形県病院事業局職員表彰規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

（山形県病院事業局財務規程の一部改正）

第3条 山形県病院事業局財務規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第6号中「㊦」を削る。

別記様式第2号中「所属長印」を「所属長確認」に、「担当者印」を「担当者確認」に改める。

別記様式第3号中「所属長印」を「所属長確認」に、「受領印」を「受領確認」に、「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

（山形県病院事業局公印規程の一部改正）

第6条 山形県病院事業局公印規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「印」を削る。

（山形県病院事業局就業規程の一部改正）

第7条 山形県病院事業局就業規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項ただし書中「押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第2項中「記載の上押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第26条第1項中「記載して自ら押印し」を「記載し」に改める。

第28条第2項中「記載の上押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「印」を削る。

別記様式第8号（表面）中「印」を削り、同様式（裏面）中「請求者印 承認者印」を「請求者確認 承認者確認」に改める。

別記様式第8号の2（表）中「印」を削り、同様式（裏）中

「申請者印 承認権者印 経由者印」を「申請者確認 承認権者確認 経由者確認」に改める。

別記様式第8号の3から別記様式第10号までの規定中「印」を削る。

別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第18号中「㊟」を削り、同様式の注書第7項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第19号及び別記様式第20号の1中「㊟」を削る。

別記様式第20号の2中「㊟」を削り、同様式の注書第6項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第20号の3から別記様式第23号まで、別記様式第25号及び別記様式第25号の2中「㊟」を削る。

別記様式第27号及び別記様式第28号中「㊟」を削る。

別記様式第29号、別記様式第31号及び別記様式第32号中「㊟」を削る。

別記様式第34号及び別記様式第35号中「㊟」を削る。

別記様式第36号から別記様式第41号、別記様式第44号から別記様式第46号まで及び別記様式第48号中「㊟」を削る。

（山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部改正）

第9条 山形県病院事業局職員公舎管理規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「㊟」を削る。

（山形県病院事業局職員倫理規程の一部改正）

第10条 山形県病院事業局職員倫理規程（平成19年11月山形県病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

（山形県病院事業局公文書管理規程の一部改正）

第11条 山形県病院事業局公文書管理規程（令和2年3月山形県病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「受領印」を「署名」に改める。

別記様式第2号中「確認印」を「確認者」に、「受領印」を「受領者」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

令和3年10月19日印刷 発行所 山形県庁
令和3年10月19日発行 発行人 山形県